

# 「BB セキュリティ」サービス利用規約

ソフトバンク株式会社

## 第1章 総則

### 第1条（規約の適用）

1. 本規約はソフトバンク株式会社（以下「当社」といいます。）がYahoo! BB サービス（後記第2条第4号に定義します。）、SoftBank 光（後記第2条第12号に定義します。）またはSoftBank Air（後記第2条第13号に定義します。）のオプションサービスとして提供する「BB セキュリティ」サービス（後記第2条第1号に定義し、以下「本サービス」といいます。）の利用に関し適用されます。
2. 本サービス会員は本サービスの利用にあたり、本規約、使用許諾契約（後記第2条第7号に定義します。）および会員規約（後記第2条第8号に定義します。）が適用されるものとします。
3. 本規約に定める内容と使用許諾契約との間に齟齬が生じた場合、本規約に定める内容が優先して適用されるものとします。
4. 本規約に定める内容と会員規約との間に齟齬が生じた場合、本規約に定める内容が優先して適用されるものとします。
5. 当社は、当社所定の方法により会員に通知することにより本規約を変更することがあります。その場合には、料金その他の本サービス提供条件は変更後の規約によります。

### 第2条（用語の定義）

本規約において、次の用語は、次の各項に定める意味で用いるものとします。

- (1) 「BB セキュリティサービス」とは、本ソフトウェア（本条第2号に定義します。）および本ソフトウェアに関するサポートを提供するサービスの総称をいいます。
- (2) 「本ソフトウェア」とは、株式会社ノートンライフロック（以下「ノートンライフロック」といいます。）、マカフィー株式会社（以下「マカフィー」といいます。）およびBB サービス株式会社（以下「BBSS」といいます。）が提供および使用許諾をするセキュリティ対策用ソフトウェア（最新プログラムモジュールを含みます。）をいいます。
- (3) 「利用契約」とは、本サービスを利用するための本規約に基づく契約をいいます。
- (4) 「Yahoo! BB サービス」とは、ヤフー株式会社および当社が提供するインターネットサービスの総称をいいます。
- (5) 削除
- (6) 「本サービス会員」とは、当社と利用契約を締結した者をいいます。
- (7) 「使用許諾契約」とは、ノートンライフロック、マカフィーおよびBBSS が定めるノートンライフロック、マカフィーおよびBBSS と本サービス会員間で締結される本ソフトウェアの使用許諾契約をいいます。
- (8) 「会員規約」とは、「ソフトバンク BB サービス規約」、「Yahoo! BB 光 with フレッツサービス規約」、「Yahoo! BB 光 フレッツコースサービス規約」、「SoftBank 光サービス規約」、

「SoftBank Air サービス規約」、「Yahoo! BB 光シティサービス規約」、「Yahoo! BB 光 マンションサービス規約」、「ソフトバンク BB プロバイダーサービス規約」のことをいいます。

- (9) 「認証番号」とは当社が本サービス会員のうち「BB セキュリティ Plus powered by Norton™」「BB セキュリティ powered by Norton™」および「BB セキュリティ Lite powered by Norton™」を利用する会員に対して発行する文字列データ (PIN 番号)、「BB マルチセキュリティパック」「BB セキュリティ powered by McAfee®」「BB セキュリティ powered by McAfee® Lite」および「BB セキュリティ for Smart Device powered by McAfee®」を利用する会員に対して発行する文字列データ (シリアル番号)、「BB セキュリティ Internet SagiWall™ (Android 版)」を利用する会員に対して発行する文字列データ (シリアル番号) をいいます。なお、認証番号は、本サービス会員の利用する当社インターネットサービス会員回線ごとに 1 つ発行されます。
- (10) 削除
- (11) ライセンスとは、本ソフトウェアを使用する権利をいいます。
- (12) 「SoftBank 光」とは、東日本電信電話株式会社および西日本電信電話株式会社の提供する光コラボレーションモデルを活用し当社が提供する、光ファイバーを用いた電気通信サービスおよびインターネット接続サービスの総称をいいます。
- (13) 「SoftBank Air」とは、Wireless City Planning 株式会社から AXGP 回線を借り受け、当社が提供する電気通信サービスおよびインターネット接続サービスをいいます。

## 第 2 章 本サービスおよび利用契約

### 第 3 条 (本サービス)

1. 当社は本サービスを日本国内においてのみ提供します。
2. 本サービスには、次の 8 つのサービス種類があります。

|   |                                               |
|---|-----------------------------------------------|
| 1 | BB セキュリティ Plus powered by Norton™             |
| 2 | BB セキュリティ Lite powered by Norton™             |
| 3 | BB セキュリティ powered by Norton™                  |
| 4 | BB セキュリティ powered by McAfee®                  |
| 5 | BB セキュリティ powered by McAfee® Lite             |
| 6 | BB セキュリティ for Smart Device powered by McAfee® |
| 7 | BB セキュリティ Internet SagiWall™ (Android 版)      |
| 8 | BB マルチセキュリティパック                               |

※「BB セキュリティ powered by Symantec TM Plus」、「BB セキュリティ powered by Symantec TM Lite」および「BB セキュリティ powered by Symantec TM」は、2020 年 6 月 2 日をもって、それぞれ「BB セキュリティ Plus powered by Norton™」、「BB セキュリティ Lite powered by Norton™」及び「BB セキュリティ powered by Norton™」とサービス名称を変更いたしました。

3. 削除

4. 本サービスの動作条件等の利用上の詳細条件については、当社はサービス種類に応じて別途本サービス会員に対して提示するものとします。

#### 第4条（契約の単位）

1. 当社は、本ソフトウェアのライセンスごとに1つの利用契約を締結します。ただし、「BB マルチセキュリティパック」については、1つの利用契約に基づき、「マカフィーマルチアクセス」と「詐欺ウォール」それぞれにつき1ライセンスが発行されます。
2. 本サービスは、サービス種類ごとに契約可能なライセンス数、1ライセンスにつき利用可能な端末台数が異なります。

|   | サービスの種類                                       | 契約可能な<br>ライセンス数 | 1 ライセンスに<br>つき利用可能な<br>端末台数 |
|---|-----------------------------------------------|-----------------|-----------------------------|
| 1 | BB セキュリティ Plus powered by Norton™             | 10 ライセンス        | 3 台                         |
| 2 | BB セキュリティ Lite powered by Norton™             | 10 ライセンス        | 3 台                         |
| 3 | BB セキュリティ powered by Norton™                  | 10 ライセンス        | 3 台                         |
| 4 | BB セキュリティ powered by McAfee®                  | 1 ライセンス         | 3 台                         |
| 5 | BB セキュリティ powered by McAfee® Lite             | 1 ライセンス         | 3 台                         |
| 6 | BB セキュリティ for Smart Device powered by McAfee® | 10 ライセンス        | 1 台                         |
| 7 | BB セキュリティ Internet SagiWall™ (Android 版)      | 10 ライセンス        | 1 台                         |
| 8 | BB マルチセキュリティパック※                              | 1 ライセンス         | 各 3 台                       |

※「マカフィーマルチアクセス」と「詐欺ウォール」それぞれに1ライセンス発行されます

#### 3. 削除

#### 第5条（利用契約の申込・成立）

1. 利用契約の申込は、当社インターネットサービスの会員が本規約および使用許諾契約に同意のうえ、当社が別途定める手続きに従い行うものとします。
2. 利用契約の成立日は、以下のとおりとします。
  - (1) SoftBank 光を除く当社インターネットサービスと同時に本サービスに申し込む場合、当社インターネットサービスの会員契約の成立日をもって成立するものとします。
  - (2) SoftBank 光と同時に本サービスに申し込む場合、SoftBank 光の工事予定日または転用（SoftBank 光サービス規約第2条18項に定義）予定日に成立するものとします。
  - (3) 当社インターネットサービスの会員が、本サービスに申し込む場合、当社がその申込を承諾した時に成立するものとします。
3. 当社は、本サービスの利用希望者に本規約、使用許諾契約または会員規約に反する事由がある場合、利用契約の申込が適当でないと当社が判断する場合等の事由が存する場合には、利用契約の申込を承諾しない場合があります。

#### 第6条（オンライン登録を完了しない場合の取り扱い）

削除

## 第7条（サポート等）

当社は、当社ホームページに掲載している本サービスの動作環境（<http://bbsecu.jp/kiyaku>）を満たした本サービス会員に対し、以下のサポートを提供いたします。

- (1) 本サービスのセットアップに関するサポート
- (2) 本サービスの製品トラブル／エラーに関するサポート
- (3) 本サービスの機能／設定／操作に関するサポート

## 第8条（認証番号の発行）

1. 当社は、利用契約が成立した本サービス会員に認証番号を発行し、電子メール等当社所定の方法にて本サービス会員に対し通知するものとします。
2. 認証番号の発行後は、認証番号の管理・保管は本サービス会員の責任および費用で行うものとし、当該本サービス会員以外の第三者に利用させる行為の他、譲渡、貸与、または質入等の担保権の設定その他一切の処分を行ってはならないものとします。
3. 第三者が、本サービス会員の認証番号を使用して本サービスを利用した場合の責任は、すべて当該認証番号を保有する本サービス会員の責任とみなされるものとします。
4. 削除

# 第3章 利用料金等

## 第9条（利用料金）

1. 本サービス会員は、本サービスの利用料金を、ライセンス数に応じて別途当社が定める料金表および支払方法に従い、当社に毎月支払うものとします。なお、本サービスの利用料金の課金開始日は、以下各号に定めるとおりとします。
  - (1) 本サービスの利用希望者が、当社インターネットサービスと同時に、本サービスの利用を申し込む場合、当社インターネットサービスの課金開始日を、本サービスの利用料金の課金開始日とします。
  - (2) 当社インターネットサービスの会員が、本サービスの利用を申し込む場合、利用契約の成立日の属する月の翌月1日を、本サービスの利用料金の課金開始日とします。ただし、利用契約の成立日から本サービスの課金開始日までに、本サービス会員が本サービスを解約した場合、本サービス会員は、当社に対して本サービスの一ヵ月分の利用料金を支払うものとします。
2. 削除
3. 本サービスの課金開始月および終了月の利用料金は、原則として月額利用料金をお支払いいただくものとし、日割課金は行いません。
4. 当社は、本規約において明示的に定める場合および支払義務がない利用料金が既に支払われている場合を除き、本サービス会員がすでに支払った利用料金を返還する義務を負わないものとします。

## 第10条（割増金）

本サービス会員は、前条に定める利用料金の支払を不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として支払うものとします。

## 第4章 責任

### 第11条（禁止事項）

本サービス会員は、本サービスの利用にあたり、以下の行為を行ってはならないものとします。

- (1) 本サービスを自己使用以外の商用その他不正の目的をもって利用すること
- (2) 本サービスに関連して使用される当社または第三者の著作権、商標権その他一切の権利を侵害する行為、またはそのおそれのある行為
- (3) リバースエンジニアリング、逆コンパイルまたは逆アセンブル、修正、翻訳、その他改造行為
- (4) 本サービスまたは接続しているサーバーもしくはネットワークを妨害したり混乱させたりすること
- (5) コンピュータウィルス、スパムメールその他の送信など、当社による本サービスの提供を妨害し、またはその支障となる行為
- (6) 認証番号を不正に使用または使用させること
- (7) 本規約に反する行為
- (8) 使用許諾契約において定める禁止行為
- (9) 会員規約において定める禁止行為
- (10) その他当社が合理的理由に基づいて、不適切・不相当と合理的に判断する行為

### 第12条（損害賠償）

1. 本サービス会員が、本サービスの利用に関して、本サービス会員の責に帰すべき事由により当社に損害を与えた場合、本サービス会員は当社が被った損害を賠償するものとします。
2. 本サービス会員が本サービスの利用に関して第三者に損害を与えた場合、または第三者との間で紛争が生じた場合、本サービス会員は、自己の責任と費用でこれを解決し、当社にいかなる責任も負担させないものとします。万一、当社が他の本サービス会員や第三者から責任を追求された場合は、本サービス会員はその責任と費用において当該紛争を解決するものとし、当社を一切免責するものとします。

### 第13条（保証・責任の制限）

1. 当社は、本サービスおよび本ソフトウェアの内容について、その完全性、正確性、確実性、有用性等につき、いかなる保証も行わないものとします。
2. 本サービスは本サービス会員の端末を保護するために常に通信を監視するサービスであることに鑑み、本サービス会員の通信速度の低下等が発生する場合があることにつき、本サービス会

員はあらかじめ了承するものとします。

3. 本ソフトウェアのダウンロードおよびインストールは本サービス会員が自己の責任および費用で行うものとし、当社はその完全性や正確性等につき、いかなる保証も行わないものとします。
4. 本サービス会員は、本サービスを本規約に従い、自己の判断と責任で利用するものとします。
5. 本規約に明示的に定める場合を除き、本サービスに関連して発生した本サービス会員（消費者契約法第2条第1項に定める消費者以外の会員（法人等）を除きます。）の損害について、当社の過失により、当社が損害賠償責任を負う場合の賠償の範囲は、本サービス会員が当該損害の生じる直前の1年間に本規約第9条に基づいて当社に支払った本サービスの利用料金の合計額を限度とし、かつ直接損害に限り賠償いたします（すなわち逸失利益、結果損害その他の間接損害は、一切賠償の対象とはなりません）。但し、当該損害が、当社の故意、または重過失により生じた場合はこの限りではありません。
6. 当社は、天災、事変、原因不明のネットワーク障害その他の不可抗力により生じた損害については、賠償責任を負わないものとします。
7. 本サービス会員が、第11条に定める禁止事項に違反することにより発生した損害については、当社は一切責任を負わないものとします。
8. 当社は、本サービス会員が消費者契約法第2条第1項に定める消費者以外（法人等）の場合、本サービスに基づき当該本サービス会員に生じた一切の損害について、本規約にて明示的に定める以外、賠償の責任を負わないものとします。

## 第5章 本サービスの中止・変更等

### 第14条（本サービスの中止・停止等）

1. 当社は、以下の何れかの事態が発生した場合には、本サービス会員に事前に通知を行うことにより、または緊急を要するときは通知を行うことなく、本サービスの全部または一部を中止または停止できるものとします。
  - (1) 当社、ノートンライフロック、マカフィーまたはBBSSのサーバー等の設備、その他本サービスを提供するために必要なシステムの保守点検・更新を定期的または緊急に行う場合
  - (2) 火災、停電、天災、労働争議、戦争、テロ、暴動その他不可抗力または第三者による妨害等その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがあり本サービスの提供が困難な場合
  - (3) 電気通信事業者の役務が提供されない場合
  - (4) その他、本サービスの運用上あるいは技術上の理由により、本サービスの中止または停止が必要ないし適切と当社が判断した場合
2. 前項に従い、当社が本サービスの中止または停止を行った場合、当社は本サービス会員その他の第三者に対して、いかなる責任も負担しないものとします。

### 第15条（本サービスの変更）

1. 当社は、自らの判断により本サービス会員に予め通知することなく、本サービスの全部または一部の変更または追加ができるものとします。

2. 当社は、本サービス会員に対して通知することにより、本サービスの全部または一部を終了させることができるものとします。かかる終了について、当社は本サービス会員その他の第三者に対して、いかなる責任も負担しないものとします。

## 第6章 利用契約の終了

### 第16条（本サービス会員による解約）

1. 本サービス会員は、当社が別途定める手続きに従い、利用契約の解約を行うことができるものとします。
2. 前項による解約は、本サービス会員から解約の申入れが当社に到達した月の末日をもって効力を生じるものとします。

### 第17条（当社による解除）

1. 当社は、以下の場合、利用契約を即時解除できるものとします。なお、この場合、本サービス会員が複数の利用契約を締結している場合には、当社は当該利用契約についても同様に解除することができるものとします。
  - (1) 本サービス会員が本規約、使用許諾契約または会員規約に反する行為をし、または違反状態に至り、催告を受けたにもかかわらず相当期間内に是正されなかったとき
  - (2) 本サービスその他当社が提供するサービスについて、当社に対する債務の支払いを怠り、催告を受けたにもかかわらず相当期間内に是正されなかったとき
  - (3) 事由の如何を問わず当社インターネットサービスの利用を休止、停止または終了したとき
  - (4) その他、合理的な理由に基づき当該本サービス会員による本サービス利用の継続が不適當と認められるとき
2. 前項により利用契約が解除された場合、本サービス会員は、本サービスの利用料金その他本サービスに関連して当社に対して有する一切の債務につき当然に期限の利益を喪失し、当該債務の全額を直ちに支払うものとします。この場合も、第10条の規定が適用されるものとします。

### 第18条（利用契約終了後の措置）

1. 本サービス会員は、1つの利用契約が終了した場合には、当該利用契約に係る本ソフトウェアを会員の端末からアンインストールするとともに、当該利用契約に係る本ソフトウェアの複製物等をすべて破棄するものとし、以後一切利用してはならないものとします。
2. 本サービス会員は、すべての利用契約が終了した場合には、認証番号を破棄するものとし、以後一切利用してはならないものとします。
3. 当社は、本サービス会員が利用契約を終了した後は、本サービス会員に対し当該利用契約に係るサポートの提供義務を負わないものとします。
4. 事由の如何を問わず、利用契約が終了した場合における本サービス利用中に係る本サービス会員の一切の債務は、利用契約の終了後においてもその債務が履行されるまで消滅しません。

## 第7章 雑則

### 第19条（権利の帰属）

本サービスおよび本サービスに付随して作成される資料等に関する著作権、特許権、商標権、意匠、ノウハウ等の知的財産権およびその他一切の権利は、当社、ノートンライフロック、マカフィーまたはBBSSに帰属します。

### 第20条（譲渡禁止）

本サービス会員は、本規約に基づく権利義務の一部または全部を第三者に利用させる行為の他、譲渡、貸与、または質入等の担保権の設定その他一切の処分を行ってはならないものとします。

### 第21条（準拠法）

本規約およびこれに関する一切の法律関係については、日本国法を準拠法とし、本規約は日本国法に従って解釈されるものとします。

### 第22条（合意管轄）

本規約に関連して生ずる一切の紛争については、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

### 第23条（パーソナルデータの取り扱い）

当社は、会員および申込者のパーソナルデータを「プライバシーポリシー」に定めるところにより、その目的の遂行に必要な範囲において取り扱うこととします。

### 第24条（旧規約に基づく申込者）

2009年4月1日（以下「改定日」という。）より前に本サービスに申し込みを行ったYahoo! BBサービスの会員については、本規約第5条（利用契約の申込・成立）および第9条（利用料金）の定めは適用されず、改定日前の本規約第5条（利用契約の申込・成立）、第6条（オンライン登録を完了しない場合の取り扱い）および第9条（利用料金）の定めが適用されるものとします。

（2003年11月16日制定実施）

（2004年11月15日改定）

（2004年12月1日上記改定実施）

（2005年2月1日改定実施）

（2005年3月20日改定実施）

（2005年10月1日改定実施）

（2005年10月15日改定）

（2005年11月1日実施）

（2005年12月1日承継改定実施）



(2006 年 3 月 15 日改定)  
(2006 年 4 月 1 日上記改定実施)  
(2006 年 10 月 1 日改定実施)  
(2007 年 3 月 31 日承継改定実施)  
(2007 年 10 月 1 日改定実施)  
(2008 年 2 月 4 日改定実施)  
(2008 年 6 月 1 日改定実施)  
(2009 年 4 月 1 日改定実施)  
(2009 年 11 月 1 日改定実施)  
(2010 年 4 月 15 日改定実施)  
(2013 年 6 月 1 日改定実施)  
(2014 年 10 月 2 日改定実施)  
(2015 年 2 月 4 日改定実施)  
(2016 年 1 月 6 日改定実施)  
(2020 年 4 月 1 日改定実施)  
(2020 年 6 月 2 日改訂実施)  
(2020 年 6 月 10 日改訂実施)  
(2022 年 4 月 1 日改訂実施)  
(2023 年 6 月 1 日改定実施)